

盛土その他の土地の形質の変更

区域	宅地造成等工事規制区域（届出はない）					
対象規模	例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等					
	要件	①盛土で高さが 1m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの（①～④を除く）
	イメージ図					
※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。						
手続き	許可					
法	第12条第1項					
施行令	第3条（宅地造成及び特定盛土等）					
施行規則	第8条第9号（除外規定） 第7条第1項					
鑑	別記様式第2					
添付書類	一 次の表に掲げる図面					
	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考		
	位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の一以上			
	地形図	方位及び土地の境界線	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。		
	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	二千五百分の一以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。		
	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	二千五百分の一以上	高低差の著しい箇所について作成すること。		
	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法のり寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	五百分の一以上			
	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	五十分の一以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。		
	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水路の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	五十分の一以上			
	擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水路の位置及び寸法	五十分の一以上			
	崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水路の位置及び寸法	五十分の一以上			
	崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水路の位置及び寸法	五十分の一以上	水抜穴及び透水路に係る事項については、必要に応じて記載すること。		
	二 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書					
	三 令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をするときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書					
	四 令第八条第一項第一号口の崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書					
	五 第一号の表に掲げる図面（令第二十一条各号に掲げる措置に係るものに限る。）を作成した者が令第二十二条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類					
	六 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真					
	七 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第十六条第三項第一号イにおいて同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類					
	八 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類					
	イ 登記事項証明書					
	ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類					
	九 別記様式第三の資金計画書					
	十 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類					
	十一 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類					
	十二 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類（※裏面参照）					

特に必要があると認めて規則で定める書類（※）

- 一 申請に係る土地の区域の求積図
- 二 申請地における規制区域の位置を示す図面
- 三 宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の土地の最近三か月以内に発行された登記事項証明書及び公図の写し
- 四 工事主が次のイからハまでに該当しないことを誓約する書類（県規則第一号様式）
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ハ 法第十二条、第十六条、第三十条又は第三十五条の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人又は組合である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人又は組合の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- 五 工事主（工事主が法人又は組合であるときは、その役員を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者に該当しないこと及びこれらの者が工事主の事業活動を支配していないことを誓約する書類（県規則第二号様式）
- 六 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、次に掲げる書類
 - イ これらの者の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し
又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
 - 当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類
- 七 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動 計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、工事主の取引銀行の預金残高証明書又は融資証明書
- 八 工事施行者の登記事項証明書、事業経歴書及び工事施行者が建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていることを証する書類
- 九 設計者の資格に関する申告書（県規則第三号様式）
- 十 その他知事が必要と認める書類